

Takahama

広報たかはま

2018

3.15

No.1311

もうすぐ桜が开花
「さくらと凜華」が春をお届けします！



高浜市PR愛どるユニット「さくらと凜華」。市内各所イベントに登場し、たかはまの“いいところ”を発信中！

活動のようすは、『高浜市PR愛どるユニットさくらと凜華』オフィシャルTwitter (https://twitter.com/sakura_rinka_t) でもご覧いただけます。(中部公園にて撮影)

- P2 住民異動の手続きはお早めに！
- P5 国民健康保険の届出を忘れずに！
- P6 小中学校児童生徒顕彰表彰
- P10 419号線高浜高架橋が開通します

春は卒業や入学、転勤や就職と住所異動の多い季節

住所異動の手続きはお早めに!

◆受付窓口 市民窓口グループ(市役所1階)

◆受付時間 平日(月～金曜日)、午前8時30分～午後5時15分

(平日の午後5時15分以降および土・日曜日、祝日は住所異動の届出はできません。)

※休日臨時窓口として3月24日(土)、4月1日(日)午前8時30分～午後0時15分まで住所異動の届出を受付します。

問合せ先 市市民窓口グループ ☎52-1111 (内線214・218)

転入届・転出届・転居届

※住所異動の届出には、受付窓口へ来た人の本人確認(身分証明書)(※1)がかならず必要です

※住所異動にともなう各種手続きのために通知カードもしくはマイナンバーカード(マイナンバーカードは所持者のみ)が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

※異動する本人や同一世帯の家族が届出をすることができない場合は、委任状(※2)がかならず必要です

区 分	転 入	転 出	転 居
	*ほかの市町村から高浜市に住所を移したとき	*高浜市からほかの市町村へ住所を移すとき (転出証明書を発行します)	*高浜市内で住所を移したとき
届 出 期 間	高浜市に実際に住み始めた日から14日以内に届出	転出する前(おおむね2週間前から)に高浜市に届出	新しい住所地に実際に住み始めた日から14日以内に届出
届 出 が できる 人	・異動する本人 ・転入先の同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)	・異動する本人 ・異動する本人と同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)	・異動する本人 ・異動する本人と同一世帯の家族 ・同一世帯以外(委任状が必要)
持 ち も の	・転出証明書(前住所地で発行) ・通知カードもしくはマイナンバーカード ※カードに新住所を記載します。(マイナンバーカードは所持者のみ) ・印鑑(認印) ・本人確認(身分証明書)	・印鑑登録証(登録者のみ) ・印鑑(認印) ・本人確認(身分証明書)	・印鑑登録証(登録者のみ) ・通知カードもしくはマイナンバーカード ※カードに新住所を記載します。(マイナンバーカードは所持者のみ) ・印鑑(認印) ・本人確認(身分証明書)

(※1) 本人確認(身分証明書) ①②のいずれかを持参

- 官公署発行の顔写真付きのもの1点(運転免許証・パスポートなど)
- 公的な顔写真なしのもの2点(健康保険証・年金手帳・介護保険証・学生証など)

(※2) 委任状

- 異動する本人の直筆であること(同一世帯の家族の場合は不要)
- 「委任状」の書式は右の見本を参考にしてください。
 - 全て、異動する本人が書いて(直筆)ください。
 - 右の見本の△△△△△の部分に、委任する要件(転出・転居など)をかならず書いてください。
 - 住所異動届の委任状の印鑑は認印で手続きができます。
 - 委任者本人の本人確認(身分証明書)の提示が必要です。

委任状 見本

代理人 住所 ○○市○○町○番地
氏名 愛知一郎
生年月日 昭和○年○月○日

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

1. △△△△△に関すること

平成 年 月 日

本人 住所 高浜市青木町四丁目1番地2
氏名 高浜太郎 印
生年月日 昭和○年○月○日

- ◆その他
- 住基カードを所有している方は事前に問い合わせてください。
 - 各種届出にともなう必要なものは、「住所異動にともなうそのほかの手続き」で確認してください。
 - 休日臨時窓口では取扱いできない業務もありますので、詳しくは問い合わせてください。

住所異動にともなうそのほかの手続き

※住所異動にともなう各種手続きのために通知カードもしくはマイナンバーカード（マイナンバーカードは所持者のみ）が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

項目	手続きに必要なもの				問合せ先
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証（転出・転居の場合） ・印鑑 ・口座番号のわかるものと銀行の届出印 ※転出の場合、転出(予定)日で資格がなくなります。				市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階：窓口5番) ☎52-1111(代)(内線219・261)
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金手帳 				市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階：窓口6番) ☎52-1111(代)(内線216)
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金証書 				
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・印鑑 				市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階：窓口4・5番) ☎52-1111(代)(内線217・227)
子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証（転出・転居の場合） ・印鑑 ・健康保険被保険者証 ※所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。				
ごみの収集	/				
飼い犬の登録	犬を飼う方・飼っている方は登録・異動届をしてください。				
上水道の使用開始・中止	/				
児童手当	必要なもの	転入	転居	転出	こども育成グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111(代)(内線362) ※詳しくは問い合わせてください。
	・印鑑	○	○	○	
	・申請者名義の預金通帳または振込先がわかるもの	○	×	×	
	・申請者の健康保険被保険者証の写し（厚生年金加入の場合）	○	×	×	
児童・生徒の異動 園児の異動	/				学校経営グループ こども育成グループ (いきいき広場3階) ☎52-1111(代) (内線 学校:345/園:315・316)
妊婦・産婦・乳児健康 診査 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・印鑑 ・前住所地発行の妊婦・産婦・乳児健康診査受診票、予防接種予診票（所有している方のみ） ※転入時のみ手続きが必要です。				保健福祉グループ (いきいき広場2階) ☎52-9871

項目	手続きに必要なもの				問合せ先
	必要なもの	転入	転居	転出	
介護保険	・印鑑	○	○	○	介護保険・障がいグループ (いきいき広場2階) ☎52-9871
	・介護保険被保険者証	×	○	○	
	・介護保険負担割合証	×	○	○	
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	×	×	○	
	※前住所地で要介護認定を受けていた転入の方は、「受給資格証明書」を持参してください。				
児童扶養手当 特別児童扶養手当 遺児手当	・印鑑	○	○	○	介護保険・障がいグループ (いきいき広場2階) ☎52-9871
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	○	×	×	
	・所得証明書	○	×	×	
	・住宅の契約書	要確認	×	×	
	※詳しくは問い合わせてください。 (状況により必要なものが異なります。)				
自立支援医療(更生・育成・精神通院)	・印鑑	○	○	×	介護保険・障がいグループ (いきいき広場2階) ☎52-9871
	・健康保険被保険者証	○	×	×	
	※所得証明が必要な場合があります。 ※転出時は転出先での手続きとなります。				
各種障がい者手当 ※障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)を所有している方	・印鑑	○	○	○	介護保険・障がいグループ (いきいき広場2階) ☎52-9871
	・預金通帳または振込先などがわかるもの	○	×	×	
	・各種障がい者手帳	○	○	×	
	※所得証明が必要な場合があります。 ※転出時は転出先での手続きとなります。(扶助料受給中の方は喪失手続きが必要です。)				

そのほか生活関連事項の問合せ先

運転免許証	町内会の入会・退会
碧南警察署 ☎46-0110	各町内会の理事または班長、市役所総合政策グループ(市役所2階:窓口29番)まで問い合わせてください。 ☎52-1111(代)(内線366)
電 話	電 気
加入の電話会社に問い合わせてください。	中部電力碧南サービスステーション ☎0120-985-624
郵 便	ガ ス
高浜郵便局 ☎53-0198	東邦ガス(株)刈谷営業所 ☎21-1647
し尿の収集	※プロパンガスについては最寄りの取扱店へ問い合わせてください。
高浜衛生(株) ☎53-0516	

国民健康保険の届出を忘れずに!

～加入するとき、やめるときは、14日以内に届出を～

- * 国民健康保険（国保）には、勤務先の健康保険への加入者とその扶養者、後期高齢者医療制度加入者などを除く、すべての人が加入します。
- * 加入の届出が遅れると、加入の資格を得た月（例：会社を辞めた月）まで、さかのぼって保険税を納めなければなりません。また、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。
- * やめる届出が遅れると、保険税(料)が二重払い（国保と新しい健康保険）になってしまうことがあります。

すべての手続きにマイナンバー（個人番号）が必要です。本人確認書類（以下の①と②）を持参してください。

①マイナンバー確認書類／個人番号カードまたは通知カード

②身元確認書類／公的機関が発行した顔写真付きの証明書など… 運転免許証、パスポートなど1点
上記の証明書などがない場合… 保険証、年金手帳、預金通帳、学生証など2点

※個人番号カードを提示する場合は②は不要です。

◆加入するとき

こんなとき	届出に必要なもの	
高浜市に転入したとき (職場の健康保険に加入していない場合)	本人確認書類	住民登録の窓口で転入の手続きを行った後に同日対応
職場の健康保険をやめたとき(注)	印鑑	健康保険喪失連絡票、離職票、退職証明書などいずれか1点
子どもが生まれたとき (国保加入の場合)	キャッシュカード または預金通帳	保護者の国民健康保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	銀行届出印	生活保護廃止通知書
外国人住民が加入するとき		在留カード、特別永住者証明書、パスポート

(注) 職場の健康保険の加入者本人が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行することにより、本人の扶養となっている家族が国保に加入することになった場合や扶養からはずれた場合を含む。

◆やめるとき

こんなとき	届出に必要なもの	
他の市町村へ転出するとき (職場の健康保険に加入していない場合)	本人確認書類	外国人住民は在留カード、特別永住者証明書
職場の健康保険に加入したとき	印鑑	職場などの保険証（加入者全員分）
死亡したとき(国保加入の場合)	国民健康保険証	葬儀を行ったことが証明できるもの、預金通帳
生活保護を受けはじめたとき	高齢受給者証※	生活保護開始通知書

◆その他の異動など

こんなとき	届出に必要なもの	
市内で住所が変わったとき	本人確認書類 印鑑	国民健康保険証、高齢受給者証※
世帯主が変わったとき		国民健康保険証、高齢受給者証※
世帯を分けたり、いっしょにしたとき		国民健康保険証、高齢受給者証※
国民健康保険証をなくしたり破損したとき		破損の場合は破損した国民健康保険証

※高齢受給者証は70歳以上の方のみ。

－詳しくは問い合わせてください－

問合せ先 国市民窓口グループ ☎52-1111 (内線219・261)

2月22日

高浜市小中学校 児童生徒顕彰表彰

スポーツ・文化において、輝かしい功績を残した小中学生の皆さんが、表彰されました。おめでとうございます。

- ・文化表彰…作文・習字・絵画などの創作活動、合唱・吹奏楽などの演奏活動、弁論などの表現活動を対象に選考。
- ・スポーツ表彰…県大会以上の大会において顕著な成績を残した人から選考。

スポーツ表彰

高浜フットボール クラブ6年

「みんなの力でつかんだ優勝なので、すごくうれしかったです。」

第34回愛知県スポーツ少年団サッカー交流大会

県大会優勝

スポーツ表彰

吉浜小1年 中野美和さん

「これからもたくさん練習して、もっとすごい選手になりたいです。」

第20回ニュージェネレーションニス・ジュニアスカウトキャラバン

全国大会出場

スポーツ表彰

吉浜小5年 北岡知也さん

「これからもたくさん練習して、もう一つ上を目指してがんばりたいです。」

第31回愛知県小学生陸上競技選手権大会
小学5年ジャベリックボール
第2位 (48m08)

スポーツ表彰

高取小2年 末森結愛さん

「もっと強くなるために、これからも練習をがんばりたいです。」

全農杯 平成29年度全日本卓球選手権大会 バンビ女子の部

全国大会出場

スポーツ表彰

港小6年 丹羽春陽さん

「今回の経験でぞせつもしたけど、最後まであきらめないでやる事の大切さを学びました。」

パーモントカップ
第27回全日本少年フットサル大会
全国大会出場

スポーツ表彰

翼小4年 板倉崇裕さん

「たくさん練習をして、チームのみんなと力を合わせて全国優勝できるように頑張ります。」

愛知県スポーツ少年団
剣道交流会
団体の部 優勝

スポーツ表彰

高浜中1年 國場美咲さん

「これまで努力した成果を出せて、初めて優勝することができたので、よかったです。」

第55回スーパーファインテイング全日本空手道選手権大会
中学女子一の部 優勝

スポーツ表彰

高浜中3年 田中貴翔さん

「メンバー一人一人が団結することの大切さを知りました。高校でもがんばります。」

第23回全国ジュニアラグビーフットボール大会
全国大会出場

スポーツ表彰

南中1年 荒川由奈さん

「今年も受賞できてうれしいです。これからも努力し、自己を高めていきたいです。」

第38回愛知県ジュニアオリンピック陸上競技大会兼第48回ジュニアオリンピック陸上競技大会愛知県代表選考会
女子100メートルハードル
第3位(16秒71)

スポーツ表彰

南中1年 中尾藍樹さん

「とても良い経験になりました。支えてくださった方々に感謝し、がんばりたいです。」

パーモントカップ
第26回全日本少年フットサル大会
全国大会出場

文化表彰

高浜小1年 鈴木そらさん

「しらべてみたいことが、まだたくさんあるので、これからもがんばりたいです。」

第21回図書館を使った調べる学習コンクール

優良賞

文化表彰

高浜小3年 大町倅葉さん

「こんなすばらしい賞をもらえてうれしかったです。これからも色々な本を読みたいです。」

第63回青少年読書感想文全国コンクール

愛知県教育委員会賞

文化表彰

高浜小6年 松本晴大さん

「ぼくが日々努力しがんばってきた事が、優勝につながって嬉しかったです。」

全国珠算学校連盟愛知県支部主催珠算競技大会
第二部 読上暗算 優勝
フラッシュ暗算 準優勝

文化表彰

翼小4年 神谷幸汰さん

「毎日の積み重ねが大切だと思いました。これからも高い目標を持ってがんばりたいです。」

全国珠算学校連盟
愛知県支部主催珠算競技大会
第一部 読上算 優勝

文化表彰

翼小4年 小林優貴さん

「とても良い経験が出来ました。次の目標に向かって、全力でがんばりたいです。」

全国珠算学校連盟愛知県支部主催珠算競技大会
第一部 読上暗算・フラッシュ暗算 読上算 2等

文化表彰

翼小6年 神谷真帆さん

「好きな事を続けられることに感謝し、これからもいろいろなことに挑戦していきたいです。」

全国珠算学校連盟
愛知県支部主催珠算競技大会
第二部 読上算 優勝

文化表彰

高浜中2年 宮本圭佑さん

「学んだことを生かし、勉強に励んで、支えて下さった皆さんに恩返ししたいです。」

ロボカップ2017 名古屋世界大会 優勝



問合せ先 いきいき広場内学校経営グループ
☎52-1111 (内線345)



■認知症サポートブック（認知症ケアパス）のご紹介

認知症になっても尊厳をもって暮らしていただけるよう認知症サポートブック（認知症ケアパス）を更新しました。

「認知症ケアパス」とは、認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れのことをいいます。認知症について理解していただくとともに、認知症になっても住み慣れた地域で、できるかぎり自分らしい生活を送っていただくための冊子です。

認知症サポートブックは、いきいき広場の地域包括支援センターで配布しています。



● 3月・4月 事業案内 ●

とき	タイトル	ところ	問合せ先
3月25日(日) 4月22日(日) 13:00～15:00	昭和で元気になるカフェ (認知症カフェ)	いきいき広場2階ホール	昭和で元気になる会事務局 ☎52-5050
毎週日曜日 9:00～11:00 ※行事によって変更になる場合があります。	よってこカフェ (認知症カフェ)	地域共生型福祉施設あっぱ	地域共生型福祉施設あっぱ ☎56-2725
3月15日(木) 13:30～15:00	認知症高齢者を介護する 家族の会	いきいき広場1階会議室B	地域包括支援センター ☎52-9610

問合せ先 地域包括支援センター（いきいき広場内福祉まると相談グループ） ☎52-9610

女性のメタボリックシンドローム



女性はもともと皮下脂肪がたまりやすい体質で、さらに更年期以降は女性ホルモンの分泌が減少する影響で内臓脂肪がたまりやすくなります。

腹囲を1cm、または体脂肪を1kg減らすには、約7,000kcalのエネルギーを消費する必要があります。1か月で消費するには1日約230kcalを運動や食事消費する必要があります。運動に換算すると毎日ウォーキング1時間ほど、食事ではお茶碗1杯分です。

健診でメタボリックシンドロームと言われた方や「最近おなか周りが太ってきたな」と感じる方は、まずは食生活や運動習慣を見直してみてください。

メタボリックシンドロームの基準

- ①ウエスト周囲径（おへその高さの腹囲） 男性85cm・女性90cmを超える。
- ②高血圧・高血糖・脂質代謝異常の3つのうち2つに当てはまる。
- ①②を満たすとメタボリックシンドロームと診断されます。



問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871

いきいき健康マイレージ「健康づくり活動(オレンジ色の通帳)」 のポイント交換は6月29日(金)までです!!

65歳以上の方を対象に実施してきた、いきいき健康マイレージ「健康づくり活動」は、平成29年度をもって終了します。それにともない、平成29年度中に更新予定だった方のポイント交換を、6月29日(金)まで受け付けます。これまでいきいき健康マイレージ「健康づくり活動」に参加いただいた方へは、ポイント交換の際に、新しい事業「**たかはま健康チャレンジ事業**」(9ページ参照)を紹介していますので、ぜひ参加してください!



オレンジ色の通帳のポイント交換が済んでいない方!!
6月29日(金)を過ぎると、商品との交換ができなくなります。忘れずに**いきいき広場3階 社会福祉協議会窓口**へ来場してください。

**いきいき健康マイレージ「福祉ボランティア活動(緑色の通帳)」は引き続き実施します。
趣味や特技を活かした活動をしてみませんか?
やりがい、生きがいを持って、いきいきと健康的に過ごしましょう!**



参加方法

①通帳を作りましょう(対象:市内在住の65歳以上の方)

いきいき広場3階 社会福祉協議会窓口で登録の申込をして、福祉ボランティア活動通帳を受け取りましょう。

②活動先を決めましょう

自分にあった活動を、活動先一覧のなかから探しましょう。

※市が登録事業者として指定した「福祉ボランティア受入施設(高齢者施設、子育て施設、障がい者施設など)」での活動が対象です。

③ボランティア活動をしましょう

安心して活動できるように、ボランティアひろばセンターがサポートします。

※初めての方には、ボランティア活動先にコーディネーターが同行し、いっしょに施設見学や担当者との打ち合わせを行います。

④通帳にポイントを貯めましょう

活動を終わったら、ボランティア先の担当者に通帳へスタンプを押してもらい、ポイントを獲得しましょう。

※1時間1ポイント、2時間2ポイント貯まり、1日最大2ポイントまでです。

⑤1年経ったら、ポイントを商品と交換して新しい通帳に更新しましょう

いきいき広場3階 社会福祉協議会窓口で、貯めたポイントと希望の商品を交換して、新しい通帳を受け取りましょう。 ※1年間で最大100ポイントまで交換できます。

ポイント交換メニュー

- ①マシンスタジオ利用券1冊(11枚綴り)【20ポイント】
- ②サンビレッジ衣浦の利用券 1枚【9ポイント】
※プールかお風呂のいずれかで利用できます。
- ③いきいき号利用券 6枚【6ポイント】
- ④サロンぽっぽぽ コーヒーチケット 1枚【6ポイント】
- ⑤カフェ&ベーカリーふるふる
コーヒーチケット 1枚【6ポイント】
- ⑥満点すまいるカード 1枚【10ポイント】
- ⑦社協ボランティア基金への寄付
【1ポイント(50円分)】から、高浜市社会福祉協議会ボランティア基金への寄付ができます。

例えば…こんな活動をしています

- 話しをするのが好きな方は…
 - ・高齢者の話し相手
 - ・散歩や行事での外出の補助
- 趣味や特技をお持ちの方は…
 - ・手芸、将棋、おやつ作り、回想法などレクリエーションの手伝い
 - ・道具の修理やものづくりの手伝い
- 家事が得意な方は…
 - ・施設内外の清掃
 - ・宅老所での昼食づくり



「たかはま健康チャレンジ事業」皆さん始めていますか？



「たかはま健康チャレンジ事業」は、愛知県の事業「あいち健康マイレージ事業」と協働で、健康づくりに取り組む皆さんを応援する制度です。

自分で決めた「健康づくり目標」に取り組む、健(検)診を受ける、地域の活動やボランティアに参加することでポイントを貯めて、“健康”と“お得なカード”を手に入れましょう！

1 チャレンジシートを入手

市役所、いきいき広場、各公民館、各ふれあいプラザに設置してあります。
市公式ホームページからもダウンロードできます。

2 ポイントを貯める

チャレンジシートの健康づくりメニューに取り組んで、ポイントを貯めます。
(ポイントは自己記入)

3 チャレンジシートを提出

合計100ポイント貯めて、いきいき広場3階 生涯現役まちづくりグループへ、窓口に直接、郵送、メールのいずれかで提出します。
※同年度内1人1回まで

※「まいか」の有効期限は1年間です！
もう1度ポイントを貯めて「まいか」と参加賞をもらおう！

4 優待カードと参加賞をもらう

窓口持参の方へは、その場で優待カード「まいか」と参加賞(入浴優待券)をお渡しします。
郵送またはメールの方へは、毎月20日締めで、翌月から使える優待カード「まいか」と参加賞(入浴優待券)を郵送します。

5 「まいか」と参加賞を使う

「まいか」を愛知県内の協力店で、参加賞(入浴優待券)を市内の協力店で使って、特典を受けましょう！

※チャレンジシートの提出および「まいか」と入浴優待券の交付は、同年度内1人1回までです。



「まいか」はどこで使えるの？

→愛知県内に970店舗の協力店があります(平成29年12月末現在)。

詳しくは、愛知県公式ホームページを確認してください。

(「あいち健康マイレージ」で検索！)

★現在高浜市内で使えるのは、下記の5か所です。

サガミ高浜店、おとうふ市場大まめ蔵、岩月ふとん店、不二商会、Be point ふじ

参加賞(入浴優待券)はどこで使えるの？

→市内の入浴施設である“スーパー銭湯レッツ高浜”を200円で利用できます。

このステッカーが自印は、「まいか」の利用は、



「まいか」提示者に、サービスや特典を提供していただける店舗・施設 募集中！

▶ サービスや特典の内容は、協力店舗・施設が独自に決めることができます。

▶ 高浜市民にかぎらず、愛知県内の「まいか」所有者が、サービスを受けに来店する可能性があります。

【申込方法】①高浜市または愛知県の公式ホームページから「あいち健康マイレージ協力店申込書」をダウンロード(いきいき広場内生涯現役まちづくりグループの窓口でもお渡しできます。)

②店舗・施設などの所在地を管轄する県保健所に提出(高浜市内の場合は、衣浦東部保健所)

③協力店に認定されると、県から「協力店認定通知」および「協力店認定ステッカー」が送付されます。

※詳しくは、高浜市または愛知県の公式ホームページを確認してください。

※興味のある店舗・施設の方は、気軽に問い合わせてください。

問合せ先 いきいき広場内生涯現役まちづくりグループ ☎52-9873

衣浦東部広域連合NEWS

<広域連合議会>

平成30年第1回衣浦東部広域連合議会定例会が、2月14日に広域連合議場（刈谷市役所）において開催されました。

議会では、一般質問のほか衣浦東部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定をはじめ2件の条例制定、平成29年度一般会計補正予算（第2号）、平成30年度衣浦東部広域連合一般会計予算を含めた計4件の議案が原案どおり可決されました。

◇平成30年度衣浦東部広域連合一般会計予算を原案どおり議決

歳入歳出総額は、55億3,400万円で、職員人件費および消防緊急通信設備保守管理委託料の増額により、前年度比1億6,600万円、約3.1%の増額となりました。

今後も圏域の皆さんの安全安心を守るため、消防活動の一層の充実を図ります。

【歳入】

科目	金額(千円)	内容
分担金及び負担金	5,446,186	構成市からの負担金
使用料及び手数料	15,538	消防関係許可の手数料など
国庫支出金	1	
県支出金	58	煙火消費許可事務などに係る交付金
財産収入	6,705	財産の貸付収入など
寄附金	1	
繰越金	50,000	前年度剰余金
諸収入	15,511	派遣職員負担金
合計	5,534,000	

【歳出】

科目	金額(千円)	内容
議会費	2,336	広域連合の議会運営に必要な費用
総務費	232,009	連合事務所の維持管理、人事管理などの総務関係に必要な費用
消防費	5,069,761	消防署、消防車両、消防団、消防水利などに必要な費用
公債費	209,894	消防施設・設備整備の借入金償還費用
予備費	20,000	
合計	5,534,000	

問合せ先 衣浦東部広域連合事務局総務課 ☎63-0131

一般国道419号高浜高架橋が開通します

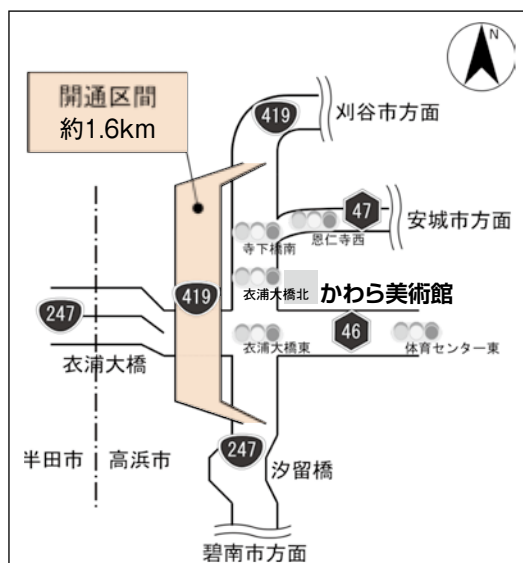
開通にともない交通形態が変わり、寺下橋南、衣浦大橋北、衣浦大橋東の3つの交差点を跨いで南北方向へ直進することができるようになります。通行は現地の交通規制に従ってください。

開通日：3月24日(土) 午後4時～(予定)

区間：芳川町四丁目
～ 碧海町一丁目(約1.6km)



問合せ先 知立建設事務所道路整備課 ☎82-6451



衣浦東部広域連合 平成29年中の火災発生状況と救急統計

■火災発生状況

火災件数は149件で、前年と比較して21件増加しています。

区分	火災種別(件)					焼損床面積(m ²)	損害額(千円)	死者(人)	負傷者(人)
	建物	車両	船舶	その他	合計				
28年	73	12	0	43	128	2,548	426,238	5	24
29年	84	16	0	49	149	3,358	261,103	8	23
前年比	11	4	0	6	21	810	▲165,135	3	▲1

順位	出火原因	件数
1	放火(放火の疑い含む)	28
2	たばこ	19
3	こんろ	11
4	電気機器・電気装置	8
5	電灯、電話などの配線・配線機器	3
5	ストーブ	3
5	火入れ	3
5	マッチ・ライター	3
	その他	71
合計		149

出火原因別では、「放火(放火の疑い含む)」が28件で第1位。

次いで「たばこ」19件、「こんろ」11件の順となっています。

火災件数は、10年前と比較して減少傾向にありますが、火災による死者は過去10年で最も多くなりました。その多くは住宅火災です。住宅用火災警報器の設置が条例で義務化となってから今年で10年となりますので、定期的に点検を実施していただき、電池切れや故障があれば新品への交換を推奨します。



衣浦東部広域連合とは、碧南市・刈谷市・安城市・知立市および高浜市の5市が設立している広域連合(消防組合)であり、この報告は5市全体の合計です。

■救急統計

救急出動件数は、22,011件(※過去最高)で、前年と比べると822件増加しています。

また、救急搬送人員については、20,735人(※過去最高)で、前年と比べると719人増加しています。

救急出動件数(件)				
事故種別	H29年	H28年	増減	
火災	129	102	27	
自然災害	2	0	2	
水難	14	17	▲3	
交通事故	1,802	1,923	▲121	
労働災害	209	220	▲11	
運動競技	128	147	▲19	
一般負傷	2,827	2,590	237	
加害	90	96	▲6	
自損行為	194	206	▲12	
急病	15,021	14,387	634	
その他	転院搬送	1,484	1,413	71
	医師搬送	4	4	0
	資機材搬送	6	0	6
	その他	101	84	17
合計	22,011	21,189	822	

救急搬送人員(件)				
事故種別	H29年	H28年	増減	
火災	26	20	6	
自然災害	1	0	1	
水難	3	5	▲2	
交通事故	1,822	1,950	▲128	
労働災害	207	215	▲8	
運動競技	131	146	▲15	
一般負傷	2,706	2,466	240	
加害	79	84	▲5	
自損行為	137	144	▲7	
急病	14,121	13,557	564	
その他	転院搬送	1,502	1,429	73
	医師搬送			
	資機材搬送			
	その他			
合計	20,735	20,016	719	

【予防接種】

対象者：接種時点で高浜市に住民登録がある方

接種場所：実施医療機関（詳細は、各予防接種の案内文で確認してください。）

持ち物：母子健康手帳、接種する予診票、健康保険証、子ども医療費受給者証 ※母子健康手帳はかならず持参してください。

接種期間：通年

その他：実施医療機関に問い合わせをして接種してください。転入した方は、母子健康手帳を持って、いきいき広場へお越しください。

<予防接種の広域化について> かかりつけ医が高浜市外にある場合など、定期予防接種が県内の医療機関で受けることができるようになりました。詳しくは、保健福祉グループに問い合わせてください。

定期予防接種種別		対象年齢	備考
B C G	1回	1歳に至るまでの児	※生後5か月に達したときから生後8か月に達するまでの期間を標準的な接種期間とします。
4種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ)	初回3回 追加1回	生後3か月～7歳6か月に至るまでの児 ※追加接種は、初回接種(3回)終了後、1年～1年6か月後に接種	
M R (麻しん・風しん混合)	1期	1歳～2歳に至るまでの児	※1歳の誕生日を迎えたら、優先的に接種しましょう。
	2期	年長に相当する年齢の方 (平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)	※接種期間：平成30年4月～平成31年3月 *なるべく早く受けてください。
DT(ジフテリア・破傷風混合)	2期	小学6年生(平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ)	※接種期間：平成30年4月～平成31年3月 *なるべく早く受けてください。
日本脳炎	1期 初回2回 追加1回	3歳～7歳6か月に至るまでの児 ※追加接種は、初回接種(2回)終了後、おおむね1年後に接種	※9歳に達したら第2期の接種が可能となりますので、問い合わせてください。 ※平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方で第2期が未接種の方へ積極的勧奨を行います。 ※積極的勧奨以外の対象者(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ)で20歳未満の方は、希望があれば接種できます。 ※平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方で、平成22年3月31日までに第1期の予防接種が終了していない場合、9歳以上13歳未満の方は、希望があれば接種できます。
	2期 1回	9歳以上13歳未満の方	
ヒブワクチン (インフルエンザ菌b型)	初回開始月齢に応じ接種回数異なる	生後2か月～5歳に至るまでの児	※開始が生後2か月～生後7か月に至るまでの場合：初回3回(1歳に至るまでに完了) 追加1回 ※開始が生後7か月に至った日の翌日～1歳に至るまでの場合：初回2回(1歳に至るまでに完了) 追加1回 ※開始が1歳に至った日の翌日～5歳に至るまでの場合：1回
小児用肺炎球菌ワクチン			※開始が生後2か月～生後7か月に至るまでの場合：初回3回(2歳に至るまでに完了)追加1回 ※開始が生後7か月に至った日の翌日～1歳に至るまでの場合：初回2回(2歳に至るまでに完了) 追加1回 ※開始が1歳に至った日の翌日～2歳に至るまでの場合：2回 ※開始が2歳に至った日の翌日～5歳に至るまでの場合：1回
水痘ワクチン	2回	1歳～3歳に至るまでの児	※水痘にかかったことがある方は対象外です
B型肝炎ワクチン	3回	生後1歳に至るまでの児	・すでにB型肝炎ワクチンの接種を受けたことがある方は、接種した回数分の接種を受けたものとみなします。 ・母子感染予防としてB型肝炎ワクチンを接種したことがある児は定期接種の対象外です。
子宮頸がん予防ワクチン	厚生労働省より平成25年6月14日付けで「子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。」と勧告がありました。接種にあたっては、有効性とリスクを理解したうえで受けてください。		

【衣浦東部保健所行事】

問合せ先 衣浦東部保健所 ☎21-4778

会場：衣浦東部保健所

種別	日程	実施時間	内容	備考
栄養相談	11日(水)	9:00～11:30	糖尿病・脂質異常症・肥満など複数の疾患のある方へ、栄養・食生活相談を行います。	※要予約 ☎21-9338
こころの健康医師相談	19日(木)	14:00～16:00	精神科医師によるこころの健康相談を行います。	※要予約 ☎21-9337
骨髄バンクドナー登録	毎週火曜日※1	9:00～11:00	ドナー登録 【登録できる方】18歳～54歳の健康な方	※要予約 ☎21-4797
梅毒検査(有料)	毎週火曜日※1	9:00～11:00	検査結果成績書は、後日交付となります。	予約不要
エイズ抗体検査	毎週火曜日※1 16日(月)	9:00～11:00 18:00～19:00	匿名で検査ができます。	

※1 4月24日(火)を除く

30年 4月の
**保健
ガイド**



ゆり子 結吏くん(論地町)



ほのか 穂乃花ちゃん(向山町)

各健診の受付時間はか
ならず守ってください。
受付時間を過ぎた場合
は、次回の健診の受診
となります。

問合せ・相談は
いきいき広場内保健福祉グループ ☎52-9871
*年間スケジュールは市公式ホームページに掲載しています。

お知らせ

- ・乳幼児健診・相談などは、受付時間の10分前に開場します。
- ・駐車場は三河高浜駅西立体駐車場を利用してください。駐車券をお渡しします。

【乳幼児・妊婦】 ★印については、個別通知をします。

会場：いきいき広場

種 別	日 程	受付時間	対 象	持ち物	備 考
4 か月 児 健 診 離 乳 食 講 習	20日(金)	12:00 ~13:30	★平成29年12月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・バスタオル	図書館より絵本の紹介と貸出しを します。パパ向けに「パパさろん」 を行っています。
1 歳 6 か月 児 健 診 フッ化物歯面塗布	25日(水)		★平成28年9月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・歯ブラシ2本 (1本は新しいもの)	※歯みがきを済ませてきてくださ い。 ※フッ化物歯面塗布は、希望児の み実施 (料金 300円)
2 歳 児・2 歳 6 か 月 児 歯 科 健 診、フ ッ 化 物 歯 面 塗 布	6日(金)		(2歳児) ★平成28年3月生まれ (2歳6か月児) 平成27年9月生まれ	・母子健康手帳 ・歯ブラシ2本 (1本は新しいもの)	
3 歳 児 健 診	4日(水)		★平成27年3月生まれ	・母子健康手帳 ・健診アンケート ・歯ブラシ	※歯みがきを済ませてきてくださ い。
5 歳 児 健 診	18日(水)	対象者に通知		※手鏡、コップ、タオ ル (5歳児のみ)	
ちびっこ相談	23日(月)	9:30 ~10:30	0歳~就学前のお子さん とその家族		※歯科相談を希望の方は歯ブラシ を持参
発 達 相 談	要予約		就学前のお子さんとその 家族	・母子健康手帳	希望する方は保健福祉グループへ 問い合わせてください。
言 語 相 談			就学前のお子さんとその 家族		
ママプチさろん	19日(木)	9:45 ~11:30	妊娠した方	・母子健康手帳 ・母子健康手帳副読本	※保健福祉グループへ電話予約
こんにちは!あか ちゃん訪問	随時	随時	生後4か月未満の赤ちゃんの いるすべての家庭 (里帰り出産者も可)	・母子健康手帳 ・タオル	留守番電話に伝言が残っていた 方、里帰り中で市内に不在の方は 連絡してください。
母子健康手帳交付	3日(火) 10日(火) 17日(火) 24日(火)	9:00 ~9:20	妊娠した方とその家族 ※妊娠に気づいたら早め に医療機関を受診しま しょう。	・妊娠届出書 ・外国籍の方は在留カ ード(外国人登録証 明書)など ・妊婦の個人番号カ ードまたは妊婦の通知 カードと写真入り身 分証明書	※予約不要 ※初産婦さんは9:30~10:00ブ レママ教室があります。 ※日程の都合の悪い方は保健福祉 グループへ連絡してください。 ※できるだけ妊娠11週までに届 出をしましょう。

【成人】

会場：いきいき広場

種 別	日 程	実施時間	内 容	備 考
栄 養 相 談	17日(火)	13:30~ 15:30	糖尿病・高血圧・骨粗しょう症などの予防を 目的とした、管理栄養士による食生活や栄養面 に関する相談 (1人30分程度)	※保健福祉グループへ電話予約

地域で見守る子育て!子育て!



よき母親・父親になるために大切にしてほしいこと

高浜市では近隣市にくらべて、10代の妊娠届が多くなっています。そのほとんどが「予想外」の妊娠や出産です。妊娠届を提出していない（母子健康手帳の交付を受けていない）「予期していない・望んでいない」妊娠・出産は未知数です。

予期していない妊娠、望んでいない妊娠は、人工妊娠中絶を余儀なくされたり、出産に至ったとしても、育児ができないことが往々にしてあります。また、中絶は特に妊娠した本人の心身に大きな傷を残すことがあります。

10代はまだ学生であることが多く、自身が学業に身を置いているため、学校生活や将来への不安、経済的にも不安があります。また、パートナーも同年代であることが多く、2人で育てるといっても、経済的にも不安が残ります。

10代の性行為は興味から至ることもありますが、さみしさを埋めるものとしてリスクの高い性行動を選ぶこともあります。水着で隠せる部分をプライベートゾーンといいますが、誰にでも簡単に見せたり、触らせていい場所ではない大事な場所です。自分を大切にできることが、将来的によき母親・父親となるために必要な基礎の部分になるのではないのでしょうか。

10代の皆さんへ

性のつながりの前に心のつながり。あなたは大切な存在です。相談できる大人はいますか？

保護者の方へ

精神的にみたされる親子関係はとても大切です。親子関係の構築に困っていたら、こども発達センターへの相談も検討してください。

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871
Eメールhoken@city.takahama.lg.jp



T O W N T O P I C S

まちの話題



日々の防犯活動、 ありがとうございます！

2月2日に、長年にわたって市内の安全安心のため、活動されている安全なまちづくり推進委員である酒井尚典さん（翼小学校安心おじさん会）と神谷環光さん（港小学区おやじの会）に愛知県警察本部生活安全部長、碧南警察署長より功労を称え謝意が表明されました。

地域の大人たちの目による下校時見守り活動のおかげで児童たちも安心して生活ができています。



情報 Information File ファイル

税

高浜市は
振替納税宣言の街です

◆便利で確実な口座振替の利用を

「口座振替」は、納期ごとに市税などを金融機関や市役所の窓口に向いて納付するわずらわしさを省き、あなたの預金口座から自動的に納付する方法です。この制度を利用すると、納期内に納めることができます。特に仕事が忙しい方など、時間に余裕のない方にはとても便利です。
申込方法 通帳（口座番号）と印鑑（届け印）を持参のうえ、税務グ

ループが市内金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）で申込
 ※口座振替の開始は、申込みから2か月後

◆市税の納め忘れはありませんか
 市県民税や固定資産・都市計画税、国民健康保険税などの納め忘れはありませんか。

税金は、自主的に納期限までに納めていただくもので、税金により市の事業は運営されています。

納期限までに納めていただけない方には、督促状や催告書などで自主納付を促していますが、それでも納めていただけない方には、市税などを納付された方との公平を保つために、財産を差し押さえることとなります。

納期限までに納めることのできない方は、未納のままにしておかず、すぐに税務グループに相談してください。

◆市税がコンビニで納められます

市税が専用のバーコード入りの納付書で、コンビニエンスストアで納められます。

これにより、いつでも気軽に税金などの納付ができます。

なお、納期限が過ぎた納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。従前どおり納付書裏面記載の金融機関が、市役所窓口での利用

となりますので、注意してください。
対象税目など 個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

※納付書1枚あたりの納付額が30万円以下の場合にかぎる。

※国民健康保険税は平成30年4月に制度改正がありますので、納期限などは「広報たかはま」4月1日号の特集記事で確認してください。

問合せ先

税務グループ（内線241・243・259）

平成30年度 市税などの納期限一覧表

区分 年月	市県民税	固定・都市 計画税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
30年4月				1期(5/1)	
5月		1期・全期(5/31)	全期(5/31)		
6月	1期・全期(7/2)			2期(7/2)	
7月		2期(7/31)			1期(7/31)
8月	2期(8/31)			3期(8/31)	2期(8/31)
9月					3期(10/1)
10月	3期(10/31)			4期(10/31)	4期(10/31)
11月				5期(11/30)	5期(11/30)
12月		3期(12/25)		6期(12/25)	6期(12/25)
31年1月	4期(1/31)			7期(1/31)	7期(1/31)
2月		4期(2/28)		8期(2/28)	8期(2/28)
3月					

土地価格等縦覧帳簿・
家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成30年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

土地価格等縦覧帳簿には所在地番、地目、地積、価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。

縦覧期間 4月2日(月)～5月31日(木)

※土・日曜日、祝日は除く。

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 市役所1階税務グループ窓口

縦覧できる方 納税者、同居の家族および納税管理人

※そのほかの人は委任状が必要

※申請者の本人確認をするため、証明できる書類(運転免許証など)を提示

※課税明細書の送付および課税台帳の閲覧については、4月中旬を予定しています。

問合せ先

国税務グループ(内線244・245)



国民健康保険税
随時分の納期限は

3月30日(金)です

～かならず納期限内に納めましょう～

随時分の納付は、2月中に国保に加入したり、所得の修正申告を行った世帯などが対象です。

納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要もありません。

口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先

金融機関もしくは市窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替の開始は、申込から2か月後になります。

問合せ先 市窓口グループ(内線219・261)

『後期高齢者医療被保険者の
医療費に充てられる大切な財源』
後期高齢者医療保険料随時分の納期限は

3月30日(金)です

～かならず納期限内に納めましょう～

●対象者

- ・平成30年1月中に
- ①75歳になった方
- ②障害認定により、後期高齢者の資格を取得した方
- ③後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入した方

※対象者には、平成29年度の「後期高齢者医療保険納入通知書」を平成30年3月中旬に送付します。

●納付窓口

- ・最寄りの金融機関
- ・市役所内指定金融機関

問合せ先 市窓口グループ(内線227・217)

広告

相続 贈与
遺言 成年後見

無料相談会・
勉強会 開催

とき 3月17日(土)

3月18日(日)

勉強会 午前10時～12時

相談会 午後13時～17時

ところ 高浜市いきいき広場

1階 会議室B

内容 不動産・預貯金の
名義変更

生前贈与・暦年贈与

遺言作成・相続対策

成年後見・認知症対策

借金の相続放棄

申込 3月18日(日)まで

に電話で予約

申込・問合せ先 電話

0120-1130-914

司法書士あいち司法&相続

代表司法書士 今井裕司
刈谷市相生町2-29-2

費用はかかりません。

相続や贈与について気になる事がある方は、どんな些細な事でも

かまいませんので

お気軽にご相談下さい。

まずは相続の第一歩として勉強会

で話を聞いてみるだけでも大丈夫

です。

司法書士・行政書士が無料で対応致します。

医療

子ども医療費受給者証

市では、中学校卒業まで子ども医療費受給者証を発行し、医療費の助成を行っています。

3月に中学校を卒業する子は、3月31日(土)をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日(日)以降、医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。(ただし、ほかの福祉医療を受給している方は除く)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に市役所市民窓口グループまで返還してください。

母子家庭等医療費受給者証

母子家庭等医療費受給者証を持っている家庭で今年満18歳に到達する子は、3月31日(土)をもって母子家庭等医療費の受給資格を喪失します。

また、末子が満18歳に到達する母または父も同日で資格を喪失することになります。そのため、4月1日(日)以降、医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要に

なります。

なお、現在使用している母子家庭等医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還してください。

問合せ先

☎ 市民窓口グループ (内線217)

福祉

居宅介護支援券の利用期間は3月31日(土)までです

紙おむつ・尿取りパッドなどの介護用品の購入や理・美容サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス事業、シルバー人材センターの家事援助事業などに利用できる「居宅介護支援券」の利用期間は3月31日(土)までです。

現在持っている支援券については3月中に使用してください。

市障害者扶助料・市遺児手当受給者の方へ手当を振り込みます

平成29年度後期分の市扶助料・市遺児手当を3月30日(金)に振り込みま

す。記帳などで確認し、振込がない場合は、連絡してください。

また、次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、介護保険・障がいグループで手続きをしてください。

障がいのある方へタクシー料金を助成します

対象

- ・身体障害者手帳1〜3級の方
- ・療育手帳A・B判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除く。

助成額など 基本料金とお迎え料金を原則として月2回(週あたりの通院回数に応じて変わります)

申込方法 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、介護保険・障がいグループで申請

申込期間 3月26日(月)から随時

利用可能期間 4月1日(日)〜1年間
※4月1日(日)より前の利用は不可

問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎ 52-9871

し尿

4月のし尿収集

4月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。作業は、天候などの理由で2〜3日前後することがあります。

平成30年4月 し尿収集作業日程表

日	曜日	区 域	日	曜日	区 域
3日	火	青木町	13日	金	田戸町
4日	水	青木町、春日町	17日	火	本郷町、呉竹町
6日	金	湯山町、神明町、沢渡町	19日	木	呉竹町、屋敷町
			20日	金	屋敷町、向山町
9日	月	稗田町	23日	月	向山町、小池町
10日	火	二池町	25日	水	小池町
11日	水	二池町	27日	金	新田町、八幡町
12日	木	芳川町、碧海町	30日	月	論地町、清水町

連絡先(収集業者)

高浜衛生(株)

☎ 53-0516

問合せ先

☎ 市民生活グループ (内線263)

その他

愛知県衣浦東部保健所
 名称変更のお知らせ

現在、みよし市市民活動センター内にある「愛知県衣浦東部保健所 みよし保健分室」は4月1日(日)から「愛知県衣浦東部保健所 みよし駐在」に名称変更します。業務内容はこれまでと変更ありません。

問合せ先

衣浦東部保健所 総務企画課
 ☎ 21-4778

蛍光灯・乾電池の分別が変わります

4月1日(日)より蛍光灯・乾電池の分別が変わります。

蛍光灯の状態により『不燃ごみ』や『有害ごみ』に分別されていたものが『蛍光灯・乾電池』の新しいかごになります。これにあわせて乾電池も『蛍光灯・乾電池』内のバケツへ出してください。

なお、電気コード、ビデオテープ、使い捨てライターなどは「コード類・テープ類・使い捨てライター」のかごへ出してください。

問合せ先

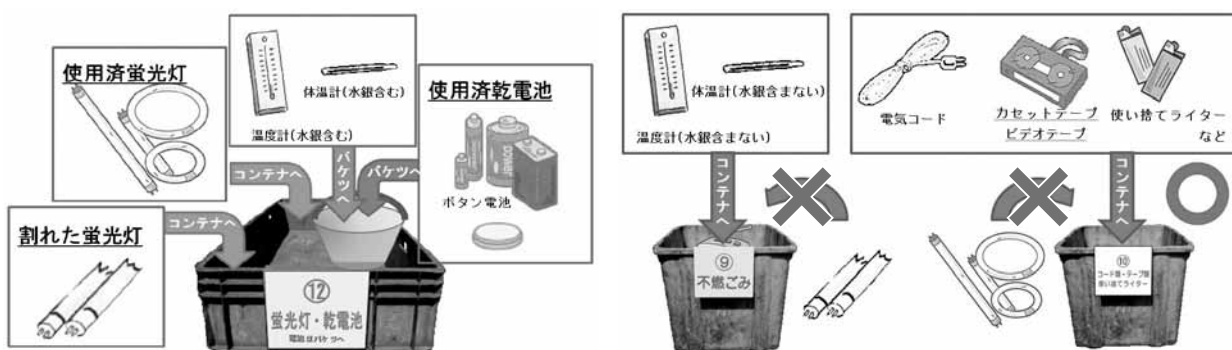
特集

おしらせ

情報ファイル

催し・募集

困市民生活グループ (内線264)



広告

弁護士法人

白濱法律事務所

(愛知県弁護士会所属)

代表弁護士 白濱重人

- 相続、遺留分、離婚
- 不動産、建築トラブル
- 交通事故、労災事故
- 破産、債務整理
- 企業法務



相談料無料 (初回30分)

刈谷事務所

☎0566-91-0210
 刈谷駅南口よりすぐ
 刈谷市若宮町2丁目2番

岡崎事務所

☎0564-54-3777
 JR岡崎駅東口よりすぐ
 岡崎市羽根町字北ノ郷45

平成30・31年度入札参加資格申請
 随時受付開始 変更届お忘れなく

市が発注する建設工事、設計・測量・コンサルタントなどの業務委託、物品の購入、役務の委託などの契約に係る競争入札に参加する方の入札参加資格の新規申請、代表者の変更などの変更届は、「あいち電子調達共同システム」にて、4月2日(月)より受付を開始します。

※詳しくは、市公式ホームページに掲載しています。(登録有効期間
 …平成32年3月31日まで)

問合せ先

困財務グループ (内線312)

善意を

ありがとうございました

社会福祉協議会へ(敬称略)
 第一生命労働組合豊田営業職
 支部



し集 催募

- 日 日時
- 場 場所
- 内 内容
- 講 講師
- 募 募集対象・人数
- 費 費用
- 持 持ち物
- 他 その他
- 催 主催
- 申 申込先・申込方法
- 問 問合せ先

かわら美術館 陶芸創作イベント講座

「ねんどでめそぼろ」型抜きで
壁飾りづくり「参加者募集」

☎ 052-33366
052-8100

丸めて、のばして、型抜きをして、
親子でいっしょに陶器の壁飾りをつ
くってみましょう。完成したら部屋
に飾ってね！

日 4月8日(日)

午前10時15分～(約2時間)

場 かわら美術館 2階陶芸創作室

募 20人(先着順)

費 子ども(小学生以下) 800円

《未就学児歓迎》

申 ミュージアムシヨップまたは電話
ファクス、ホームページにて申込



吉浜まちづくり協議会での催し

☎・FAX 52-11101

◆みんなであそぼ、もじ・かずあ
そび

幼児を持つママたちに、遊びなが
ら学べる場や、ママ同士子育てなど
について話し合える場を提供します。

日 4月～9月(6か月) 毎月第3日

曜日

・めばえコース

午前10時～10時50分

・ステップUPコース

午前11時～正午

内 遊びながら右脳開発(楽しみなが
ら個人のやる気を応援します)

「もじであそぼ」「かずであそぼ」
「カードであそぼ」「ジグソーであ
そぼ」「おうたであそぼ」

※別途「季節行事などのお楽しみ会」
費 3,000円(6か月)
別途教材費600円

募

・めばえコース

5組(先着順)

満1歳児以上の幼児と保護者

・ステップUPコース

10組(先着順)

満3歳児以上の幼児と保護者

場 吉浜ふれあいプラザ 2階

申 吉浜ふれあいプラザ内にある申込

書にて直接申込

高浜市文化協会

大山桜ものがたり

文化協会(女性文化センター内)

☎ 52-2983

文化協会では、春の一日を楽しく
過ごしていただくため、催しものを
行います。

◆大山緑地の特別桜撮影会

日 4月1日(日)

午前9時30分～正午

(小雨決行・雨天中止)

場 大山緑地園内全域

※撮影会受付／春日神社拝殿前広場

※撮影会／3月24日(土)～4月8日(日)

参加資格／どなたでも

他

・カメラはアナログ、デジタル不問
・写真の応募サイズは四つ切
・そのほかの規定は、当日配布する
チラシを参照

◆文芸コンクール

日 4月1日(日)

午前10時～午後3時

※俳句、短歌、川柳の作品募集

※春日神社神楽殿前の投稿箱に入れ
てください。

◆市民茶会

日 4月1日(日)

午前10時～午後3時

場 春日庵

費 早茶券代／300円



「エクササイズ教室」参加者募集

いきいき広場内保健福祉グループ
☎521-9871

内音楽にあわせて歩きながら、筋力アップ体操などを行います。

最近「足腰が弱くなった」「体力が落ちてきた」と感じている方、みんなで楽しく身体を動かしましょう。

日4月～9月の第2・4木曜日(全12回)

午後1時30分～2時30分

場吉浜公民館

募市民20人程度

費2,000円(12回分)

持タオル、飲料、運動しやすい服装と運動靴

申3月30日(金)までに電話で申込

刈谷市

「アスレティックスアカデミー」

(親子・園児・小学生)

ウエーブスタジアム刈谷

☎271-8295

※水曜日休み(祝日を除く)

日4月からの定期教室

場ウエーブスタジアム刈谷

内それぞれの年齢に応じた運動遊びならびに陸上の練習を行います。

※詳しくは問い合わせください。

講谷寺好美氏(JAAF公認ジュニアコーチ)

費教室ごとに費用が異なりますので、詳しくは問い合わせください。

持運動ができる服装、タオル、飲み物

申3月26日(月) 午前9時30分(先着順) 氏名・年齢・電話番号を直接、または電話で申込

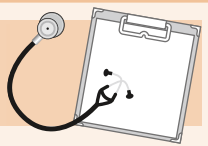
(正)サッカー

対象	練習曜日	月会費
園児(年中～)・小学1年・2年	日	3,300円
小学3年	土・日	3,800円
小学4年	木・土・日	5,000円
小学5年	火・金・土・日	5,500円
小学6年	水・金・土・日	5,500円
中学生	火・水・金・土・日	7,000円
社会人	木	

※広報たかほま3月1日号18・19ページ「スポーツ大好き仲間を募集します!!」の掲載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

(正) バレーボール
種目：9人制
問合せ先：深谷加代 ☎521-2174
(正) 硬式庭球
南テニスコート閉鎖にともない、年間活動を中止

4月の 休日等在宅当番医



☆高浜市医師会 <診療日>日曜および祝日 <診療時間>9:00～12:00、13:30～17:00

1日	岩井内科クリニック	二池町	☎54-1019
8日	辻こどもクリニック	神明町	☎52-9990
15日	つばさクリニック	神明町	☎54-5283
22日	高浜愛レディースクリニック	湯山町	☎54-5161
29日	中田内科クリニック	沢渡町	☎54-0606
30日	きぬうら整形外科泌尿器科	神明町	☎54-5255

☆高浜市歯科医師会 <診療日>日曜 <診療時間>9:00～12:00

1日	稲垣歯科医院	稗田町	☎52-5611
8日	ユヤマデンタルオフィス	湯山町	☎54-0007
15日	かじかわ歯科	湯山町	☎52-6456
22日	キララ歯科	神明町	☎54-5454
29日	しずま歯科クリニック	沢渡町	☎91-8838

都合により変更する場合がありますので、確認のうえ受診してください。
診療時間外に、急病などで受診が必要なときは、
救急医療情報センター(☎36-1133・ホームページ <http://www.qq.pref.aichi.jp/>)に問い合わせてください。



Realize o mais rápido possível os procedimentos de mudança de endereço!


住所異動の手続きはお早めに!

Horário : 8:30h ~ 17:15h (Durante a semana)

(Durante a semana após as 17:15h e nos sábados, domingos e feriados não é feito a mudança de endereço)

※Haverá um plantão especial nos dias 24 de março(Sábado) e 1 de abril (Domingo), das 8:30h~12:15h para fazer os trâmites da mudança de endereço.

- As pessoas que comparecerem ao balcão de atendimento para fazer a notificação de mudança de endereço,deveram apresentar imprescindivelmente **documento que comprove sua identidade(cartão de identificação)**.
- Haverá casos em que será necessário apresentar documentos como o Tsuchi-card ou o My Number Card (CartãoMy Number, somente quem possuir) para cada trâmite decorrente da transferência de endereço. Entre em contato para maiores informações.
- Quando da impossibilidade da pessoa ou membros da família que estão de mudança não poderem comparecer na prefeitura para notificação, será indispensável apresentação de **procuração(ININJYO)**.

Categoria 区分	Tennyu * Quando mudar de outro Município para a Cidade de Takahama	Tenshutsu * Quando mudar da Cidade de Takahama,paraoutro município (Será emitido Certificado de mudan-ça de endereço-Tenshutsu shoumei-sho)	Tenkyo * Quando mudar de endereço dentro da Cidade de Takahama
Prazo para notificação	Notificar no prazo de 14 dias após a mudança para o Município de Takahama.	Fazer a notificação à prefeitura de Takahama duas (2) semanas antes de mudar para outra cidade.	Informar à Prefeitura no prazo de 14 dias, após mudar para o novo endereço.
Quem poderá realizar trâmites	<ul style="list-style-type: none"> • Pessoa que irá mudar. • Membros da família que irão viver no mesmo endereço. • Àqueles que não são da família, será necessário apresentar procuração (ININJYO). 	<ul style="list-style-type: none"> • Pessoa que irá mudar. • Membro da mesma família do requerente que esta de mudança. • Àqueles que não são da família, será necessário apresentar procuração (ININJYO). 	<ul style="list-style-type: none"> • Pessoa que irá mudar. • Membro da mesma família do requerente que esta de mudança. • Àqueles que não são da família, será necessário apresentar procuração (ININJYO).
O que trazer	<ul style="list-style-type: none"> • Certificado de mudança de endereço - Tenshutsu Shoumeisho (Emitido pela Cidade do endereço anterior). • Tsuchi Card ou Cartão My Number ※Será registrado o novo endereço no cartão (Cartão My Number, somente quem possuir) • Carimbo pessoal (Inkan) • Documento que comprove sua identidade (Cartão de identificação). 	<ul style="list-style-type: none"> • Cartão de Registro de carimbo-INKAN TOUROKUSHO (somente quem possuir registro) • Carimbo pessoal (Inkan) • Documento que comprove sua identidade (Cartão de identificação). 	<ul style="list-style-type: none"> • Cartão de Registro de carimbo-INKAN TOUROKUSHO (somente quem possui registro) • Tsuchi Card ou Cartão My Number ※Será registrado o novo endereço no cartão (Cartão My Number, somente quem possuir) • Carimbo pessoal (Inkan) • Documento que comprove sua identidade (Cartão de identificação).

INFORMAÇÕES : Balcão de atendimento da Prefeitura Municipal de Takahama(Shimin madoguti grupo)

☎52-1111 (ramal 214 e 218)

Plantão dos consultórios médicos e odontológicos nos feriados do mês de abril/2018

4月の休日等在宅当番医

☆**Associação médica do Município de Takahama. Atendimento médico, plantão aos domingos e feriados.**

Horário: 9:00 às 12:00 horas e de 13:30 às 17:00 horas.

1-domingo	Iwai Naika Clinic (Medicina Interna)	Futatsuike-cho	☎ 54-1019
8-domingo	Tsuji Kodomo Clinic (Pediatria)	Shinmei-cho	☎ 52-9990
15-domingo	Tsubasa Clinic	Shinmei-cho	☎ 54-5283
22-domingo	Takahama Ai Ladies Clinic	Yuyama-cho	☎ 54-5161
29-domingo	Nakata Naika Clinic (Clínica Geral)	Sawatari-cho	☎ 54-0606
30-segunda	KinuuraSeikeigekaHinyokika(Ortopedia/Urologia)	Shinmei-cho	☎ 54-5255

☆**Associação Odontológica do Município de Takahama.**

Atendimento odontológico, plantão aos domingos. Horário: 9:00 às 12:00 horas.

1-domingo	Inagaki Shika In	Hieda-cho	☎ 52-5611
8-domingo	Yuyama Dental Office	Yuyama-cho	☎ 54-0007
15-domingo	Kajikawa Shika	Yuyama-cho	☎ 52-6456
22-domingo	Kirara Shika	Shinmei-cho	☎ 54-5454
29-domingo	Shizuma Shika Clinic	Sawatari-cho	☎ 91-8838

Sujeito a alterações, verifique antes de consultar.

Em caso de emergência, e necessite consultar após o horário de expediente do consultório, entre em contato com:**Centro de Informação médica de emergência (Kyukyu Iryou Jyouthou Center).** (☎36-1133 • <http://www.qq.pref.aichi.jp/>).

高浜市の魅力を全国に！ ふるさと納税PR動画発信中



▶ YouTube で「高浜 ふるさと納税」で検索！



たかはまの謝礼品で魅力再発見

全国の自治体で活用されている「ふるさと納税」。今年度も他市町村の方から高浜市に多くの寄付をいただき、まちづくりに活用することができました。また「ふるさと納税」は「たかはま」のまちのPRにもなっており、寄附に対する謝礼品数もさらに増やし、高浜市ならではの品を全国に発信しています。

高浜市をもっと元気にするため、「ふるさと納税」のさらなる活用のため、「新謝礼品」のアイデアがありましたら、参考にさせていただきますので、ぜひ市役所総合政策グループまで連絡してください。



高浜市のふるさと納税PRのため動画を発信しています。女性鬼師が工房で鬼瓦を制作しているようすから始まり、飼い犬が工房を飛びだし「鬼みち」を散策しながら高浜市の魅力を紹介しています。ぜひご覧ください！

たかはまの謝礼品を紹介（一部）

とりめし手まり茶漬け（※1）
とりめしのなかにお茶の粉とわさびをいれて、手まり型にしています。

干支瓦（※2）
高浜市の地場産業である三州瓦でできた干支瓦。この干支瓦の製法は、鬼瓦と同じで、熟練の職人「鬼師」が、粗地（粘土板）を石膏版に型押しし、ヘラでバリを取って作っています。

ふるさと納税に関する問合せ先
団総合政策グループ ☎52-1111（内線339）
furusato@city.takahama.lg.jp
※ふるさと納税は市外の方を対象にしています。

春の鬼みちまつり × B-1グランプリ開催 3月18日(日)

今年はB-1グランプリ加盟団体も出店します。ご当地グルメをはじめとした飲食ブースや粘土遊びのコーナーなどイベントがあります。

午前10時～午後3時 ※小雨決行

ところ 森前公園（かわら美術館前）～高浜港駅
問合せ先 高浜市観光協会 ☎52-2288
<http://kankou-takahama.gr.jp/>



**LEIA A
PÁGINA EM
PORTUGUÊS!**

ポルトガル語は
21ページ

早期配布にご協力ください。